

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇部市長 篠崎圭二

市町村名 (市町村コード)	山口県宇部市 (35202)
地域名 (地域内農業集落名)	厚東・厚南地区 (広瀬、棚井下、棚井中、棚井上、下岡、中村、岡村、駅前、 関口、春日、立熊、持世寺、温見、末信、沖ノ旦、串) (上記集落のうち農用地区域)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月8日、令和7年1月15日 (第1回～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進み、農業従事者数は減少している。一方、厚東地区におけるほ場整備については、まとまった農地を中心に実施済である。厚南地区では、農業振興地域内にまとまった農地はあるが基盤整備事業は行っていない。なお、ほ場整備地区における法人の集積は進んでいるものの一部の基盤整備実施地区及び厚南地区では個人の農業者による営農が行われている。ほ場整備地区外では、耕作放棄地が点在しており、大型の農機具の出入りが容易な農地は十分にあるわけではないため、担い手への集約には限界がある。規模拡大を希望する既存の農業者や新たな担い手候補者と協議をし周辺地区も含め農地の斡旋を行う。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農法人2法人、会社法人1法人、個人の認定農業者、認定新規就農者を主要な担い手として位置付けている。担い手の15経営体は、ほ場整備事業を実施した地域や耕作条件の良いほ場を中心に、それぞれの経営を行っている。なお、作付品目は水稻、麦、露地野菜、施設野菜が中心であり、品目は現状を継続するものと考えられる。また、新たな担い手候補者に対する農地の斡旋を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	235.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	146.3 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

既存の認定農業者等担い手が耕作する農地を「農業上の利用が行われる農用地」とし、条件の悪い復元不可能な農地等を除いた農地を「保全・管理が行われる区域の農用地」とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備事業を実施した農用地を中心に集落営農法人や個人の認定農業者等が農地を集積しており、集約された既存の農地を守るとともに、担い手がこれから集約を希望する農用地は集約予定地として位置付ける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
区域内の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付け、その農地を担い手に集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
厚東地区内の6地区(広瀬、関口、末信、中村、中村沖、棚井上)で計112.4haの基盤整備事業を実施済である。なお、今後、基盤整備事業を行う予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農法人2法人、個人の認定農業者等12人、農業参入法人1法人が主要な担い手として営農を行っている。また、新たな担い手候補者もいるため、農地の集約等を行うとともに、今後、新規就農者や農業参入法人、定年帰農者、半農半Xなどの就農希望の該当があれば、積極的な受け入れを支援し、多様な担い手の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当地区では、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用の予定はない状況である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④輸出	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①導入した防護柵等の活用を継続的に行う。
- ②一部の担い手において環境保全型農業の栽培を行っており、継続的な技術指導等を行い支援する。
- ③本市ではスマート農業を推進しており、スマート農機等の導入希望に応じて、積極的な支援を行う。
- ⑧認定新規就農者や一部の法人では、園芸施設を建設し営農する計画があり支援等を行う。